

薬生食監発0828第3号
平成29年8月28日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所において、OSI POLAND FOODWORKS SPOLKA Z O. O.（施設番号02043801）から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、ポーランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設から出荷された貨物について、届出があった場合には、直ちに生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いします。